

資産価値が無く、将来の値上がり  
の見込みが無い土地を、偽って売  
りつける原野商法。

最近、原野商法の被害者に対し  
全く別の業者から、あたかも購入  
者がいるかの  
ような書類を  
送りつけて信

用させ、「土地が高く売れる」など  
と勧誘し、「土地を測量する必要が  
ある」「高く売却するため、広告を  
出す」などと言って、高額な測量代  
や広告費、手数料を請求する二次

被害が発生しています。

トラブルに巻き込まれないために  
は、①業者の話をうのみにせず、不  
審な勧誘はきっぱり断る②契約の前  
に、業者が説明するような事実が

## 原野商法の二次被害

あるか、土地が  
所在する自治体  
に現況や価格の  
妥当性等を確認する③クリーニングオ  
フができる場合もあるので、不審に  
思ったら最寄りの国民生活センターへ  
相談しましよ  
う。

防犯一口メモ